

令和7年度  
地域整備方向検討調査  
新庄二期地域事業構想用水計画検討その他設計業務

## 特 別 仕 様 書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1-1条 令和7年度地域整備方向検討調査新庄二期地域事業構想用水計画検討その他設計業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査「新庄二期地域」に係る整備構想策定の基礎資料とするため、地区内用水掛かり等精査及び旧堰の維持管理方法の検討等を行うものである。

### (場所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、山形県新庄市他2村地内であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

### (一般事項)

第1-4条 業務請負契約書、設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接に連絡を取り円滑な作業を図るものとする。
- (2) 作業実施のための立ち入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、現地立入り及び作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。  
また、伐採は必要最小限にとどめ、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることがないように留意するものとする。

### (履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①審査事項 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備等

### (管理技術者)

第1-6条 本業務の管理技術者は、次のとおりである。

- (1) 管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学

博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、設計共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 作業の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル(案)	農業農村整備事業計画研究会	令和5年3月
2	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	平成15年8月
3	農業農村整備事業のための河川協議の実務 2020年度版	農林水産省 農村振興局 整備部水資源課	令和3年9月
4	(その他) 各種農業水利施設の機能保全の手引き	農業農村整備部 会・技術小委員会、農林水産省 農村振興局	最新版

(設計条件)

第2-2条 本業務の実施にあたっては、以下の留意に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りがないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(3) 本業務の対象範囲は、新庄土地改良区管内で次のとおりとする。

名 称	受益面積 (ha)	備 考
国営土地改良事業新庄地区	2,718	平成 29 年時点

(4) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。

(貸与資料)

第 2 - 3 条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	新庄農業水利事業誌	1 式
2	新庄地区河川協議申請図書 (写)	1 式
3	平成26年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区用水構想検討業務報告書	1 式
4	平成27年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区用水計画概定業務報告書	1 式
5	平成28年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区整備構想策定その他業務報告書	1 式
6	平成29年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区整備構想策定補足その他業務	1 式
7	平成30年度 地域整備方向検討調査 新庄泉田川地区事業構想策定業務	1 式
8	令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 新庄泉田川地区施設規模影響検討調査業務	1 式
9	令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 新庄泉田川地区対策手法検討調査業務	1 式
10	令和 3 年度 農業水利基本調査 新庄地区取水状況調査業務	1 式
11	令和 4 年度 農業水利基本調査 新庄地区取水状況調査業務	1 式
12	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新庄二期地区事業構想策定その他調査業務	1 式
13	令和 5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新庄地区駒場頭首工他機能診断業務	1 式
14	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 新庄二期地区事業構想策定業務	1 式
15	令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新庄地区 2 号幹線用水路その他機能診断業務	1 式
16	令和 6 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 新庄地区他河川協議方針その他検討業務	1 式

(適用する図書及び貸与資料の取扱い)

第 2 - 4 条 第 2 - 1 条、第 2 - 3 条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 適用する図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義

- が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 適用する図書は、作業時点の最新版を用いることとし、作業中に改定された場合は、監督職員と協議するものとする。
  - (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
  - (4) 適用する図書及び貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や適用する図書及び貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。

### 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、作業内容の詳細は、別紙2の作業項目内訳表のとおりである。

[作業項目表]

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 基礎諸元の整理	1式	
3. 地区内旧堰及び施設毎の用水掛かり等の精査	1式	
4. 地区内水源利用可能量の再整理	1式	
5. 地区内河川流量の精査	1式	
6. 旧堰の維持管理方法の検討	1式	
7. 旧堰の維持管理費の算定	1式	
8. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 作業実施の手順、方法及び作業内容の詳細について、監督職員と十分な連絡打合せを行い、作業に手戻りが生じないよう留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 基礎諸元の決定及び水収支計算の算定にあたっては、監督職員と十分に打合せするとともに、本業務成果が水利権変更協議の基礎資料となることを考慮し資料作成を行うものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-1条、第2-3条、第2-4条及び設計共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

・「工事工種の体系化」は、

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi\\_kousyu/](http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/)を参照

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

①黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

②受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

①受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

②本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

③黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品に

URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 設計共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(地区内旧堰の調査段階)

第3回 中間打合せ(旧堰維持管理方法検討段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いのうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第5章 成果物

### (成果物)

第5-1条 成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

### (成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

山形県山形市飯沢62-2（最上川中流土地改良会館内）  
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所最上川支所

## 第6章 契約変更

### (契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- (7) 発注者の指示により、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門との共同研究等を変更追加する場合
- (8) 地区内旧堰及び施設毎の用水掛かり等の調査を変更追加する場合
- (9) 水源現況調査を変更追加する場合
- (10) 地区内水収支計算等の用水計画検討に係る作業を変更追加する場合
- (11) その他

## 第7章 定めなき事項

### (定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙 2 「作業項目内訳表」

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1. 準備作業			
1-1. 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○	
1-2. 資料の検討	作業のための資料収集、貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	○	
2. 基礎諸元の整理			
2-1. 河川流量観測データ収集及び整理	地区内 2 河川（新田川、升形川）における既設河川流量観測機器で観測されたデータを収集（1 回）する。また、収集した観測データの整理を行う。	○	
2-2. 受益面積の整理	平成 29 年度業務で取りまとめた受益面積を基に、国営幹線用水路分水工及び機場掛かり毎の受益面積を整理する。	○	
3. 地区内旧堰及び施設毎の用水掛かり等の精査			
3-1. 現地確認調査	平成 30 年度業務（新庄泉田川地区の地域整備方向検討調査期間の業務）及び令和 3 年度業務（新庄地区の農業水利基本調査期間の業務）でとりまとめた国営幹線用水路分水工・機場掛かり、旧堰用水掛かり（108 箇所）の重ね合わせを整理した図面（別添資料 1）を基に、現況の一定地域を確定させるため、現地調査による下記①～③の作業を行う。  ①旧堰の用水・排水系統を確認する。 ②旧堰の用水掛かりの境界を確認する。 ③土地改良区から用水管理実態を確認する。	○	
3-2. 既存図面への反映	上記 3-1. を踏まえ、過年度業務で作成した図面（GIS データ）に反映させる。	○	
3-3. 施設調書の更新	上記 3-1. の実態調査結果を踏まえ、令和 4 年度業務成果で整理した施設調書（別添資料 2）を基に、受益面積等を更新する。	○	
4. 地区内水源利用可能量の再整理	平成 29 年度業務成果等の検討結果をもとに、計画基準年（S45）における地区内水源利用可能量の再整理を行うとともに、地区内不足量を算定する。	○	
5. 地区内河川流量の精査	令和 5 年～令和 6 年までの、地区内河川流量データを検証するとともに、近傍河川データによる補完を行う。 また、下記①～③に示す前提条件の基で、組み合わせによる河川利用可能量を検討する。  ①河川流量を基にした基準渇水流量を設定。 ②既に協議済みの旧堰の河川維持流量（0.2m <sup>3</sup> /s/100km <sup>2</sup> ）を基に新たに存置する旧堰に設定。 ③河川流量を基に融雪期、それ以外の利用可能量を設定。 ①+②の河川利用可能量、②+③の河川利用可能量を検討する。	○	

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄	備 考
6. 旧堰の維持管理方法の 検討	旧堰を存置することによる維持管理方法（取水量、河川維持流量の管理方法）について、河川協議図書（協議済み）及び土地改良区による聞き取りにより実態を把握し、今後の維持管理方法を検討する。	○	
7. 旧堰の維持管理費の算 定	上記6. で検討した維持管理方法により、今後の維持管理費を算定する。	○	
8. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の取りまとめを行う。	○	

作業項目欄○印は本業務で計上している項目である。



存置旧堰整理表

- ① 当初よりの集水暗渠（15施設）
- ② 当初よりの存置旧堰（15施設）
- ③ 見直しによる存置旧堰（33施設）
- ④ 廃止予定よりの復活旧堰（23施設）
- ⑤ 新規旧堰（16施設）

河川名	存置旧堰全体 92施設		存置理由	水利権		面積 ha	新庄二期地区 受益（案）			受益エリア	河川協議上の対応案	備考
	番号	施設名称		許可	慣行		地区内	地区外	受益外面積 (ha)			
1	指首野川	128 中山堰	26分水で利用（3号幹線からの補給）	○	○	32.1	○	-	-	26分水	1期事業当初計画から位置付けあり	届出書なし
2	"	129 小泉堰	10分水で利用（3号幹線からの補給）	○	○	80.0	○	-	-	10分水	"	届出書なし
3	"	130 新田堰	新田堰掛りで利用（3号幹線からの補給）	○	○	1.5	○	-	-	萩野新田堰	"	届出書なし
4	"	131 中山2号堰	26分水で利用（3号幹線からの補給）	○	○	59.1	○	-	-	26分水	"	届出書なし
5	"	132 小泉2号堰	9分水で利用（3号幹線からの補給）	○	○	44.8	○	-	-	9分水	"	届出書なし
6	泉田川	133 山崎堰	24-1分水で利用（1号幹線からの補給）	○	○	40.0	○	-	-	24-1分水	"	届出書なし
7	"	134 本田堰	23分水で利用（太田用水路からの補給）	○	○	50.0	○	-	-	23分水	"	届出書なし
8	"	135 堅田堰	取水堰なし	○	○	6.5	○	-	-	23分水	4-	届出書なし 取水口及び水路不明、流水存 在不明
9	"	136 升川3号堰	23分水で利用（太田用水路からの補給）	○	○	8.0	○	-	-	23分水	"	届出書なし
10	"	137 まったび堰	28分水で利用（野中用水路からの補給）	○	○	4.6	○	-	-	28分水	"	届出書なし
11	"	138 升川1号堰	27分水で利用（野中用水路からの補給）	○	○	20.0	○	-	-	27分水	"	届出書なし
12	"	139 下堰	向田堰掛りで利用（萩野用水路からの補給）	○	○	27.0	○	-	-	萩野向田堰	"	届出書なし
13	"	140 中堰	向田堰掛りで利用（萩野用水路からの補給）	○	○	15.5	○	-	-	萩野向田堰	"	届出書なし
14	"	141 喜助川原堰	喜助川原堰、向田堰掛りで利用 （萩野用水路から補給されない可能性あり）	○	○	10.0	○	-	-	萩野喜助川原堰、萩野向田堰	"	届出書なし
15	"	142 甚九郎堰	甚九郎堰掛りで利用 （萩野用水路から補給されない可能性あり）	○	○	25.0	○	-	-	萩野甚九郎堰	"	届出書なし
16	"	143 大正堰	大正堰掛りで利用（萩野用水路からの補給）	○	○	20.0	○	-	-	萩野大正堰	"	届出書なし、取水口不明、流水なし。
17	"	144 丸清水堰	向田堰掛りで利用（萩野用水路からの補給）	○	○	25.0	○	-	-	萩野向田堰	"	届出書なし

存置旧堰整理表

- ① 当初よりの集水暗渠 (15施設)
- ② 当初よりの存置旧堰 (15施設)
- ③ 見直しによる存置旧堰 (33施設)
- ④ 廃止予定よりの復活旧堰 (23施設)
- ⑤ 新規旧堰 (16施設)

河川名	存置旧堰全体		存置理由	水利権	面積 ha	新庄二期地区 受益(案)			受益エリア	河川協議上の対応案	備考
	番号	施設名称				地区内	地区外	受益外面積(ha)			
1	新田川	145 上中の目堰	17、17-1分水で利用(1号幹線から新田川への注水)	許可	水利権 ○	○	-	-	17-1分水、17分水	1期事業当初計画から位置付けあり	
2	"	146 金沢堰	地区外(存置)	○	○	○	18.0	18.0	34分水(濃縮)	"	届出書のかんがい面積29.9ha
3	芦沢川	147 野々田堰	地区外(存置)	○	○	○	18.0	18.0	地区外	"	
4	"	148 地藏下堰	1-1-1分水で利用(1号幹線から芦沢川への注水)	○	○	○	2.5	-	1-1-1分水	"	
	新庄内川	149 中島堰	取水堰なし	○	○	-	-	-	2分水	"	取水施設なし
5	升形川	150 菅野次郎堰	33-2分水で利用(山屋用水路から升形川への注水) (升形川換水の可能性あり)	○	○	○	15.6	-	8分水	"	
6	"	151 石塚頭首工	8、33-2分水で利用(山屋用水路から升形川への注水) (右:山屋用水路から補給、左:升形川庫強の可能性あり)	○	○	○	10.0	-	8分水	"	
7	"	152 上堰	地区外(存置)	○	○	○	12.1	12.1	※下流地区内で回復水利用	"	
8	指首野川	153 横堰	横堰、新田堰掛りで利用(野中用水路からの補給)	○	○	○	30.0	-	萩野横堰、萩野新田堰	"	
9	"	154 向田堰	向田堰掛りで利用(萩野用水路からの補給)	○	○	○	65.0	-	萩野向田堰	"	
10	"	155 中村堰	中村堰掛りで利用(萩野用水路からの補給)	○	○	○	11.0	-	萩野中村堰	"	
11	"	156 助惣堰(指田堰)	奉助川原堰掛りで利用(萩野用水路から補給により地区内) (地域用水利用有)	○	○	○	20.0	-	萩野奉助川原堰、萩野向田堰、地域用水利用有	"	届出書のかんがい面積25.0ha
12	大以良川	157 中島堰	中島堰掛りで利用(萩野用水路からの補給)	○	○	○	25.0	-	萩野中島堰	"	
13	"	158 萩野用水堰	萩野用水堰掛りで利用(萩野用水路からの補給)	○	○	○	5.0	-	萩野用水堰	"	
14	吉沢川	159 吉沢用水堰	吉沢用水堰掛りで利用(3号幹線からの補給)	○	○	○	10.0	-	萩野吉沢用水堰	"	
15	金瓶沢川	160 十平堰	22分水で利用(升形用水路からの補給)	○	○	○	22.3	-	22分水	"	
	門ヶ沢川	161 門ヶ沢川9号堰	21分水で利用	○	○	-	1-0	-		"	取水施設なし

存置旧堰整理表

- ① 当初よりの集水暗渠 (15施設)
- ② 当初よりの存置旧堰 (15施設)
- ③ 見直しによる存置旧堰 (33施設)
- ④ 廃止予定よりの復活旧堰 (23施設)
- ⑤ 新設旧堰 (16施設)

河川名	存置旧堰全体		存置理由	水利権	面積		新設二期地区 受益(案)			受益エリア	河川協議上の対応案	備考
	番号	施設名称			許可	慣行	ha	地区内	地区外			
1	新田川	125 谷地堰	清水頭首工未実施により地区外(存置)	○		26.8	○	26.8	※事業計画(1変)で受益外			
2	"	126 清水下堰	清水頭首工未実施(1号幹線から新田川への注水)	○		15.0	○	-	旧清水頭首工エリア(清水下堰)			
3	"	24 庄八堰	ほ場整備地区対象外に変更(1号幹線から新田川への注水)	○		8.0	○	-	旧5分水エリア(庄八堰)			
4	"	25 千刈田堰	ほ場整備地区対象外に変更(1号幹線から新田川への注水)	○		12.0	○	-	旧5分水エリア(千刈田堰)			
5	"	26 本宮用水堰	ほ場整備地区対象外に変更(1号幹線から新田川への注水)	○		14.6	○	-	旧5分水エリア(本宮用水堰)			
6	"	27 新堰用水	ほ場整備地区対象外に変更(1号幹線から新田川への注水)	○		20.0	○	-	旧5分水エリア(新堰用水)			
7	"	32 上堰	ほ場整備地区対象外に変更(地区外)	○		16.0	○	16.0	※下流地区内で反復水を利用			
8	芦沢川	35左岸 芦沢川揚水機①左岸	清水頭首工未実施により地区外(存置)	○		0.8	○	0.8	※事業計画(1変)で受益外			
9	"	36 芦沢川揚水機②	ほ場整備地区対象外に変更(地区外(存置))	○		1.8	○	1.8	※事業計画(1変)で受益外			
10	"	37 大坪揚水機	ほ場整備地区対象外に変更(地区外(存置))	○		2.0	○	2.0	※事業計画(1変)で受益外			
11	"	39 芦沢川第1揚水機	ほ場整備地区対象外に変更(地区外(存置))	○		1.0	○	1.0	※事業計画(1変)で受益外			
12	"	40 芦沢川堰②	ほ場整備地区対象外に変更(地区外(存置))	○		1.2	○	1.2	※事業計画(1変)で受益外			
13	"	43 西谷地堰	ほ場整備地区対象外に変更(1号幹線から芦沢川への注水)	○		4.0	○	-				
14	"	44 柴倉堰	ほ場整備地区対象外に変更(1号幹線から芦沢川への注水)	○		1.5	○	-				
15	"	45 山神下堰	ほ場整備地区対象外に変更(1号幹線から芦沢川への注水)	○		0.6	○	-				
16	"	46 二戸家堰	ほ場整備地区対象外に変更(1号幹線から芦沢川への注水)	○		1.5	○	-				
17	新内内川	48 角沢頭首工②	清水頭首工未実施(1号幹線から新内内川への注水)	○		1.5	○	-	旧清水頭首工エリア			
18	"	54 中島第1堰	ほ場整備地区対象外に変更(1号幹線から新内内川への注水)	○		11.0	○	-				
19	"	55 大谷地揚水機	ほ場整備地区対象外に変更(1号幹線から新内内川への注水)	○		0.5	○	-				
20	升形川	69 樺兵工堰	ほ場整備地区対象外に変更(山腹用水路から升形川への注水で地区内)	○		2.5	○	-				
21	"	70 高橋堰①	ほ場整備地区対象外に変更(山腹用水路から升形川への注水で地区内)	○		2.3	○	-				
22	"	71 三ツ堰	ほ場整備地区対象外に変更(山腹用水路から升形川への注水で地区内)	○		2.5	○	-				
23	"	76 乱増堂堰②	ほ場整備地区対象外に変更(山腹用水路から升形川への注水で地区内)	○		2.0	○	-				
24	"	77 大川堰	ほ場整備地区対象外に変更(山腹用水路から升形川への注水で地区内)	○		8.0	○	-	旧8分水エリア(大川堰)			
25	"	80 やった堰	ほ場整備地区対象外に変更(山腹用水路から升形川への注水で地区内)	○		11.2	○	-	旧8分水エリア(やった堰)			
26	"	85 吹越堰	ほ場整備地区対象外に変更(山腹用水路から升形川への注水で地区内)	○		4.0	○	-	旧8分水エリア(吹越堰)			
27	"	86 ボタ森堰①	ほ場整備地区対象外に変更(山腹用水路から升形川への注水で地区内)	○		2.5	○	-	旧8分水エリア(ボタ森堰①)			
28	"	88 善吉堰	ほ場整備地区対象外に変更(地区外(存置))	○		9.0	○	9.0	※下流地区内で反復水を利用			
29	"	90 ボタ森堰②	ほ場整備地区対象外に変更(地区外(存置))	○		8.0	○	8.0	※下流地区内で反復水を利用			
30	"	92 江戸堰	ほ場整備地区対象外に変更(地区外(存置))	○		4.0	○	4.0	※下流地区内で反復水を利用			
31	"	93 三吉堰	ほ場整備地区対象外に変更(地区外(存置))	○		5.0	○	5.0	※下流地区内で反復水を利用			
32	吉沢川	107 吉沢堰	ほ場整備地区対象外に変更(地区外(存置))	○		3.0	○	3.0	※下流地区内で反復水を利用			
33	門ヶ沢川	119 門ヶ沢8号堰	ほ場整備地区対象外に変更(地区外(存置))	○		1.0	○	1.0	※上流地区内からの反復水利用			

河川協議(平成21年5月11日  
付け同意)により、「存置  
旧堰」として認められた堰  
で、図書に以下のとおり記  
載されている。  
34堰 存続(法定化)する  
旧堰「存置旧堰」  
34堰は清水頭首工の建設中  
止、ほ場整備等の断念によ  
るもの(ただし、法定化す  
るまでは除去リストに掲載)

※よって、河川管理者から  
存置を認められた堰となつ  
ており、今後该地区内とす  
るか地区外とするか再検討  
し法定化していく必要があ  
る。

存置旧堰整理表

- ① 当初よりの集水暗渠 (15施設)
- ② 当初よりの存置旧堰 (15施設)
- ③ 見直しによる存置旧堰 (33施設)
- ④ 廃止予定よりの復活旧堰 (23施設)
- ⑤ 新規旧堰 (16施設)

河川名	存置旧堰全体		存置理由	水利権	面積		新庄二期地区 受益(案)			受益エリア	河川協議上の対応案	備考
	番号	施設名称			水利権	ha	地区内	地区外	受益外面積(ha)			
1	新田川	2 脇の田用水堰	ほ場整備先行実施(上中の目黒群) (1号幹線から新たに新田川への注水により地区内)	許可	〇	2.2	〇	〇	-	17分水(新庄2-1地区)	駒場HWより新田川へ注水	利用していない(取水口埋没)
2	"	122 久次郎堰	国営受益地外のため存続	〇	〇	3.5	〇	〇	3.5	※事業計画(1変)で受益外		
3	"	123 城谷用水堰	国営受益地外のため存続	〇	〇	3.0	〇	〇	3.0	※事業計画(1変)で受益外		
4	"	7 落合堰	ほ場整備先行実施 (1号幹線から新たに新田川への注水により地区内)	〇	〇	6.3	〇	〇	-	14分水(新庄3地区)	駒場HWより新田川へ注水	
5	"	10 中島堰	ほ場整備先行実施 (1号幹線から新たに新田川への注水により地区内)	〇	〇	5.0	〇	〇	-	駒場分水(新庄3地区)	"	
6	"	17 弥作堰	ほ場整備先行実施 (1号幹線から新たに新田川への注水により地区内)	〇	〇	3.2	〇	〇	-	5分水	"	
7	"	21 市十郎堰	ほ場整備先行実施 (1号幹線から新たに新田川への注水により地区内)	〇	〇	1.0	〇	〇	-	駒場分水	"	
8	"	28 平子沢堰	ほ場整備先行実施 (1号幹線から新たに新田川への注水により地区内)	〇	〇	1.3	〇	〇	-		"	
9	芦沢川	33 大坪第2揚水機	国営受益地外のため存続	〇	〇	1.8	〇	〇	1.8	※事業計画(1変)で受益外		
10	"	34 芦沢川第3揚水機	国営受益地外のため存続	〇	〇	1.2	〇	〇	1.2	※事業計画(1変)で受益外		
11	"	38 芦沢川堰①	国営受益地外のため存続	〇	〇	1.2	〇	〇	1.2	※事業計画(1変)で受益外		
12	新庄内川	56 熊の沢第1揚水機	国営受益地外のため存続	〇	〇	1.0	〇	〇	1.0	※事業計画(1変)で受益外		
13	"	57 熊の沢第3揚水機	国営受益地外のため存続	〇	〇	1.0	〇	〇	1.0	※事業計画(1変)で受益外		
14	升形川	78 森山堰	ほ場整備地区対象外に変更 (山鹿用水路から新たに升形川への注水により地区内)	〇	〇	1.0	〇	〇	-		山鹿用水路から升形川へ注水	利用していない(取水口埋没)
15	"	79 治五工門堰	ほ場整備地区対象外に変更 (山鹿用水路から新たに升形川への注水により地区内)	〇	〇	1.0	〇	〇	-		"	
16	"	81 盆堰	ほ場整備地区対象外に変更 (山鹿用水路から新たに升形川への注水により地区内)	〇	〇	6.0	〇	〇	-		"	
17	"	82 薬師下堰	ほ場整備地区対象外に変更 (山鹿用水路から新たに升形川への注水により地区内)	〇	〇	1.5	〇	〇	-		"	
18	"	83 高橋堰②	ほ場整備地区対象外に変更 (山鹿用水路から新たに升形川への注水により地区内)	〇	〇	0.5	〇	〇	-		"	
19	"	87 定堰	ほ場整備地区対象外に変更(存置)	〇	〇	1.0	〇	〇	1.0			
	指首野川	94 栴田堰	地域用水利用	〇	〇	25.9	-	-	-			関係部間により15助働量に修正
	泉田川	101 上山崎第3揚水機	受益地除外のため存続	〇	〇	5.9	-	-	-			災害により施設損壊、利用無し
20	"	104 久蔵堰	ほ場整備先行実施で地区外(存置)	〇	〇	5.5	〇	〇	5.5	野中地区利用	32分水より分離して地区外	届出書なし、取水口備設できず
21	"	105 山崎第2用水堰	ほ場整備先行実施で地区外(存置)	〇	〇	6.0	〇	〇	6.0	上西山上山崎で利用		
22	吉沢川	108 市右工門堰	地域用水利用で地区外(存置)	〇	〇	5.0	〇	〇	5.0			地域用水
23	門ヶ沢川	118 仁三郎堰	ほ場整備先行実施で地区外(存置)	〇	〇	1.5	〇	〇	1.5		22分水より分離して地区外	

# 存置旧堰整理表

- ① 当初よりの集水暗渠（15施設）
- ② 当初よりの存置旧堰（15施設）
- ③ 見直しによる存置旧堰（33施設）
- ④ 廃止予定よりの復活旧堰（23施設）
- ⑥ 新規旧堰（16施設）

河川名	存置旧堰全体 16施設		存置理由	水利権		面積 ha	新庄二期地区 受益（案）			受益エリア	河川協議上の対応案	備考
	番号	施設名称		許可	償行		地区内	地区外	受益外面積 (ha)			
新田川	162	駒場堰	地区外であるため	○	○	8.9	○				※今後調整	届出書なし
"	163	下町用水堰	地区外であるため	○	○	1.1	○				※今後調整	届出書なし
芦沢川	355号岸	芦沢川揚水機①右岸	ほ場整備地区対象外に変更		○	4.8	○				※今後調整	追加施設
"	175	芦沢川揚水機③	ほ場整備地区対象外に変更		○	0.0	○				※今後調整	追加施設
"	176	芦沢川揚水機④	ほ場整備地区対象外に変更		○	0.0	○				※今後調整	追加施設
升形川	164	宮田堰	地区内受益かつ清水P依存があるため (2号幹線、稲宮用水路からの灌漑により地区内)	○	○	37.8	○			6分水、13分水	※今後調整	届出書なし
"	165	稲宮堰	地区内受益かつ清水P依存があるため (2号幹線、稲宮用水路からの灌漑により地区内)	○	○	17.9	○			6分水、13分水	※今後調整	届出書なし
"	166	白山堰	地区内受益かつ清水P依存があるため (2号幹線、稲宮用水路からの灌漑により地区内)	○	○	68.7	○			15分水、15-2分水	※今後調整	届出書なし
"	167	新堰	地区内受益かつ清水P依存があるため (2号幹線、稲宮用水路からの灌漑により地区内)	○	○	26.6	○			16分水	※今後調整	届出書なし
"	168	谷地田堰	地区外（存置）	○	○	10.7	○				※今後調整	届出書なし
"	174	向野堰	ほ場整備地区対象外に変更 (山原用水路から新たに升形川への注水により地区内)		○	2.8	○				※今後調整	河川協議上 廃止済施設
門ヶ沢川	169	門ヶ沢5号堰	地区外であるため	○	○	2.0	○			2.0	※今後調整	届出書なし
指音野川	170	御用水堰	地区内受益かつ清水P依存があるため	○	○	16.5	○			18-2分水	※今後調整	届出書なし
"	171	上野堰	地区内受益かつ清水P依存があるため	○	○	19.8	○			18-1分水、24分水	※今後調整	届出書なし
"	172	飛田用水堰	地区内受益かつ清水P依存があるため	○	○	58.6	○			18分水、20分水	※今後調整	届出書なし
"	173	前堰	地区内受益かつ清水P依存があるため	○	○	16.2	○			18分水、20分水	※今後調整	届出書なし
計				4	8		9	7		27.5		